

宮崎市排水設備設置義務の免除に関する取扱要綱

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書きに規定する許可について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可 法第10条第1項ただし書きの規定により宮崎市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が特別の事情により許可することをいう。
- (2) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (3) 許可下水 第1号の規定による許可を受けて公共用水域に放流される下水をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 排出設備 許可下水を公共用水域に放流させるために必要な設備をいう。
- (6) ドレン排水 空調設備、潜熱回収機構を有する給湯器等から排除される排水であつて、1日の最大排水量が1.5立方メートル以下であるものをいう。

(許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書（第1号様式）を設置する60日前までに次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 所在地付近の見取図
- (2) 配置図並びに排出設備及び排水設備の経路図
- (3) 公共用水域に放流される下水の水質試験成績書。ただし、施設の新設に係る許可を受けようとする場合は、公共用水域に放流しようとする下水の見込まれる水質の提出をもってこれに代えるものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた書類

(許可の要件)

第4条 管理者は、次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、許可をすることができる。

- (1) 許可下水の水質が、法第8条に規定する当該処理区域の公共下水道からの放流水に適用される基準に適合するとき。
- (2) 排出設備と排水設備が分離した排水系統であり、かつ、その排水系統を容易に確認できるとき。

- (3) 許可下水がし尿又はし尿を処理した水を含まないとき。
 - (4) 許可下水の排出量が把握できる措置を講じたとき。
 - (5) 許可下水の放流先が適切で、放流先の河川等を管理する者から公共用水域の利用について許可が得られていることが確認できるとき。かつ環境保全に支障がないことが確認できるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、許可をすることができる。

(許可の条件)

第5条 管理者は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 第13条で定める方法により水質試験を実施すること及びその結果を管理者に報告すること。
- (2) 管理者がその職員に第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）の事業所に立ち入らせ、許可下水、排出設備等又は排水設備等を検査させるときは、これに応じること。
- (3) 第14条で許可を取り消された場合、1年以内に公共下水道に接続すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めること。

2 管理者は、許可下水の管理及び水質維持のために、許可に付した条件を変更することができる。

(許可の期間)

第6条 許可の期間は、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に定める物質の取扱いのある工場及び事業場（生活系排水は除く。）は許可をした日から起算して3年を超えない期間とする。また、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に定める物質の取扱いのない工場及び事業場はその事業内容に変更が生じるまでの期間。

(許可の継続)

第7条 許可を受けた者が、前条に規定する許可期間の満了後も、当該許可と同一の内容により引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了日の30日前までに継続許可申請書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更許可の申請)

第8条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに変更許可申請書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

い。

- (1) 許可下水の種類
- (2) 許可下水の排出先
- (3) 許可下水の排出水量
- (4) 排出設備の経路

2 前項の申請書には第3条に掲げる書類を添付しなければならない。

(通知)

第9条 管理者は、第3条の許可又は第7条の許可の継続若しくは前条の許可に関する事項の変更の申請について許可又は不許可を決定したときは、許可・不許可通知書（第4号様式）によりその旨をこれらの規定により申請した者に通知するものとする。

(氏名等の変更)

第10条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 排出設備設置場所の名称及び所在地

2 前項第2号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、第3条第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(排出設備の廃止の届出)

第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に排出設備の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に排出設備使用廃止届出書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による排出設備の使用廃止の届出をした者が、再び当該使用廃止した排出設備等を使用するときは、第3条の規定による申請をしなければならない。

(承継)

第12条 許可を受けた者から当該許可に係る排出設備を譲り受け、又は借り受けて、引き続き当該排出設備を使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、承継届出書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 電子情報処理組織(宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成29年条例第39号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行われた申請等については、第3条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、同条例第3条並びに宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成29年規則第58号)第4条、第5条及び第6条の規定の例による。

(水質試験の実施等)

第14条 管理者は、次の各号に定めるところにより、許可を受けた者に当該許可下水の水質を試験させ、記録させるものとする。

- (1) 水質の試験は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法とする。
- (2) 前号の試験の項目は、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準によるものとする。ただし、必要でないと認めるものについては、省くことができる。
- (3) 第1号の試験は、原水をそのまま放流する場合は12箇月ごとに1回以上、工場等処理水以外の処理水で河川水と同等の水を放流する場合は6箇月ごとに1回以上、工場等処理水を放流する場合は3箇月ごとに1回以上実施させるものとする。ただし、必要に応じて、その回数を増減させることができる。
- (4) 第1号の試験に供する試料の採取場所は、許可下水を公共用水域に放流する直前の排出口とする。

(許可の取消し等)

第15条 管理者は、許可を受けた者が、当該許可に付した条件に違反した場合には、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、変更その他の必要な措置を命じるものとする。

(足洗い場等及びドレン排水に関する特例)

第16条 足洗い場等及びドレン排水の許可を受けようとする者は、宮崎市下水道条例(昭和52年条例第63号)第5条第1項の規定による確認を受けることにより、この要綱所定の手続の実施及び許可を受けたものとみなす。

- 2 許可を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた書類を提出しなければならない。
- 3 足洗い場等の公共用水域への排水については第5条から第13条までの規程は適用しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。